

# 相談員のための **トラブル対策** NEWS

## 浴室で転倒して重症、自立度が高ければ独りで歩かせて良いか？

### ■自立度が高いので独歩で良い？

Hさんは(78歳・男性)は要介護2で左半身麻痺の利用者で、デイサービスとショートステイを利用しています。半身麻痺は軽度なため、ゆっくり歩けば自立して歩行が可能です。慎重な歩調でゆっくりと行けば、トイレ介助も必要ありません。

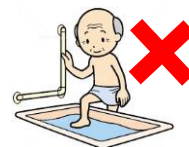
入浴介助中のある日、介護職員は、Hさんの背中を洗って流した後、「Hさん、浴槽でゆっくり浸かって下さい」と声をかけ、Hさんを支えてシャワーチェアから立ち上がらせました。Hさんは、浴槽までの10歩ほどの距離を独歩で歩き始めましたが、介護職員は介助の手を差し伸べませんでした。職員は、日常の身体機能の状況からHさんは自立歩行が可能と考え、介助は不要だと考えたのです。

ところが、Hさんは3歩ほど歩き始めると、突然足を滑らせて転倒し頭部をタイルの床に強打し意識不明となり、救急搬送先の病院で亡くなりました。家族は「職員が歩行の介助をすべきだったのにこれを怠ったことは、施設の過失だ」と施設の責任を追及しました。しかし、施設では、Hさんの身体機能の状況から介護職の判断は適切であるとして、過失は無いと主張しています。ところが、最終的に家族は賠償請求訴訟を起こしました。

## 著しく危険な環境では高い安全配慮義務が求められる

### ■危険な環境でも配慮は同じで良いか？

本事例の事故で施設側の主張は認められるでしょうか？Hさんの歩行の安全に対する配慮は本人の身体機能(歩行能力)だけで判断してよいのでしょうか？浴室は床が濡れており石鹸水も流れていて滑りやすく転倒の危険が高い上、利用者は裸です。また、固い床の材質である事を考えると転倒した時にケガが大きくなる危険性の高い特別な場所です。



このような誰の目にも著しく危険な環境で、他の場所と同じように「歩行機能はほぼ自立しているの」で介助の必要はない」と判断して良いのでしょうか？

### ■危険な環境では責任は重くなる

このような事故の危険度が明らかに高い場所では、安全配慮義務は大きくなり、特別な配慮が必要とされます。例えば、建設現場の労災事故の防止に対する安全配慮義務でも、高所での作業は足場が狭く転落自体のリスクが高くなる上に、転落した時の損害が低所に比べ大きくなるので、高い安全配慮義務が要求されます。その場合、命綱の着用を義務付けると共に作業姿勢が極めて悪いような場所では、転落防止のネットを設置して何重にも危険回避の措置を取るのです。私たちが車を運転する場合も、片側二車線の幅の広い国道での歩行者に対する注意義務と、子供が飛び出して来そうな狭い生活用道路での歩行者に対する注意義務は異なります。

### ■身体機能のリスクしか目に入らない

このように考えると、浴室と言う極めて事故の危険度が高く、しかも重大事故の可能性も高いような場所でHさんを独りで歩行させたことは、過失として賠償責任が発生するかもしれません。本人の身体機能だけでなく、環境の危険と事故が起こった時の損害の重大性も考慮して、安全に対する配慮を行わなくてはなりません。

利用者の介助に直接従事している介護職員は、利用者の身体機能から発生するリスクばかりに意識が集中し、環境のリスクを軽視しているケースがあるのではないのでしょうか。リスクの要素は利用者には内在するものの他にも、浴室の床などの環境のリスクや福祉用具などや生活用具に係るリスクなど様々です。いくら身体機能や認知症などの利用者には内在するリスクが低くても、環境リスクが高かったり事故が重大化するリスクが高ければ、「他の場所での歩行はいいけれど、ここは危険だから車椅子にしてください」と伝えるなど、万全の対策を講じなければなりません。

#### 発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 堀江・高橋 TEL 03-5789-6456

監修：株式会社安全な介護 代表 山田 滋

#### 担当課支社・代理店

株式会社福祉施設共済会  
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSTビル  
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882